法規的告示

○厚生労働省告示第四十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第九条第一項の規定により、試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

令和八年二月二十五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

登録番号	氏名又は名称	住所	試験検査を行う事業所の所在地	試験検査の区分	廃止の日
一八五	株式会社日本食品エコロジー研究所	兵庫県神戸市中央区小野浜町一番九号	大阪府守口市大宮通一丁目十三番三十六号	理化学試験	令和七年十一月二十五日

その他告示

○外務省告示第七十一号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年二月十三日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年二月二十五日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年二月十三日
発行年月日　令和四年一月十七日
旅券番号　ＴＴ一九六七一九七

○厚生労働省告示第四十六号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十四条の二において準用する同法第四十七条の二の規定により、同法第四十四条の二第一項の登録型式検定機関について、同法第五十四条の二において準用する同法第四十六条第四項第二号の代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条の十二の規定に基づき告示する。

令和八年二月二十五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

名称	住所	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
Eurofins E & E CML Limited	Unit 1, Newport Business Park, New Port Road, Ellesmere Port CH65 4LZ United Kingdom	Andrew Christopher Smith	Nick Wainwright	令和六年八月十日

○厚生労働省告示第四十七号

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十六の規定により、同令第一条の十五第一項の指定外国検査機関について、同令第一条の十三第三項第三号の事務所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同令第一条の二十五の規定に基づき告示する。

令和八年二月二十五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
SGS SA	SGS 中国武漢事務所	SGS Mansion, Building D, Export Processing Zone, Wuhan Economic & Technology Development District, Wuhan, 430064, China	Building 5, Zone 6, The Privateenterprise Science and Technology Industrial Park, ZhuanYang Avenue, Wuhan Economic & Technological Development District, 430056, Wuhan, Hubei Province, China	令和七年三月三十一日
	SGS マレーシア シャーアラム事務所	26, Jalan Anggerik Vanilla 31／93, Kota Kemuning Shah Alam, Selangor, 40460	QT—07, Quayside Tower, Perniagaan Gamuda, Gamuda Kemuning 25.7, Persiaran Freesia, 42500 Telok Panglima Garang, Selangor Darul Ehsan.	

○厚生労働省告示第四十八号

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十六の規定により、同令第一条の十五第一項の指定外国検査機関について、同令第一条の十三第三項第三号の事務所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同令第一条の二十五の規定に基づき告示する。

令和八年二月二十五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
LRQA Verification Limited	Halifax	5121 Sackville Street, Suite 700, Sovereign Place, Halifax, NS B3J 1K1 Canada	600—1741 Lower Water Street, Halifax, NS B3J 0J2, Canada	令和七年六月十三日
	Milan	Viale Monza 265, 20126 Milano—MI, Italy	Copernico Milano Martesana Viale Monza 259—265—20126—Milano—Italy	